



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 9 日 (金)
第 7 8 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定 (198) (指導管理室) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (199) (東部総合事務所県民局) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (200) (西部総合事務所県民局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (201) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (202) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (203) (〃) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (204) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (205) (福祉保健課) 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (206) (経済政策課) . . . 5
	土地改良事業の協議の適否の決定 (207) (耕地課) 5
	保安林の指定予定 (2 件) (208・209) (森林保全課) 6
	保安林の指定の解除予定 (210) (〃) 7
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (211~214) (〃) 7
	一般国道の区域の変更 (215) (道路企画課) 10
	県道の区域の変更 (216) (〃) 10
	一般国道の供用の開始 (217) (〃) 11
	県道の供用の開始 (218) (〃) 11
	自動車専用道路の区域の指定 (219) (〃) 11
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (16) 12
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 12

告 示

鳥取県告示第 198 号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成19年3月5日	641	米子市米原六丁目14-1	有限会社柏葉商事	(1) 米子市勝田町1 (2) 米子市大谷町200

鳥取県告示第 199 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年4月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひつじの会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
渡辺 博
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市戎町111-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者の方に対して、多様な福祉サービスをその利用者の意向を尊重しながら、総合的に創意工夫して提供する事業を行うことにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適正に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 200 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年4月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成19年 2 月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あかり広場
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
渡部 恵子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市皆生温泉二丁目 2 - 8
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害のある人や高齢者などの社会的弱者の人たちが、一人の市民として主体的に社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた地域生活を営めるように支援し、共生の地域づくりを目指すことを目的とする。

鳥取県告示第 201 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社わかば 代表取締役 村松 豊	鳥取市湖山町 東五丁目 261	デイサービスセンターわかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内 137-2	通所介護	平成 19 年 3 月 1 日

鳥取県告示第 202 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
有限会社さくら 代表 取締役 横山裕史	鳥取市立川町五丁目 41	さくら薬局	鳥取市立川町五丁目 41	平成 19 年 2 月 28 日

鳥取県告示第 203 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社わかば 代表取締役 村松 豊	鳥取市湖山町東五丁目 261	デイサービスセンターわかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内 137-2	介護予防通所介護	平成 19 年 3 月 1 日

鳥取県告示第 204 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人仁厚会	倉吉市山根 43	ケアホームハピネス	倉吉市山根 43	共同生活介護、共同生活援助	平成 19 年 3 月 1 日

鳥取県告示第 205 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地及び名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ソルヘム	西伯郡大山町塩津 763-2	陽だまりの家なかやま	西伯郡大山町塩津 763-2	平成 18 年 4 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ソル へム	西伯郡大山町塩津 763 - 2	陽だまりの家なかやま	西伯郡大山町塩津 763- 2	平成 18 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 206 号

平成19年鳥取県告示第126号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したホームセンタージュンテンドー夜見店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見を提出した市町村

米子市

2 米子市の意見の概要

深夜における駐車場利用者による不用意な騒音発生に対し、看板等の表示による注意喚起、従業員による口答注意を行うこと。

3 縦覧に供する期間

平成19年3月9日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

鳥取県告示第 207 号

倉吉市が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業耳地区農業用排水路）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年3月9日から同月29日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 208 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字山川字柴尾899の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 209 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町上中谷字東平谷704、字境谷714から716まで、718、723から725まで、729、字境谷山747の1、字オノ谷2639、2640の1、2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、字オノ谷尻2652の1、2653の1、2654の1、2654の7、下中谷字トチウ谷奥719の1、字トチウ谷725、727の1、字ツイカ谷734、736、738、739、740、742、743、字牛房谷750、752の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 210 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町鹿野字ス、谷2547の1・2547の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 211 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字家小屋451の1、字朝ノ瀬460、461、464、字奥尾谷2324、2329の1から2329の3まで、2351、字西尾谷口2362、字小谷3798の2、3799、字菅臺4024、字西新河原西平4193の1、4193の4から4193の7まで、4193の9、4193の10、4193の50から4193の54まで、字小畑4265の1、4265の2、字小ナル4419

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小畑4265の2（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字上野992、995、997、998、999の1、999の2、1001の2、1002の2から1002の4まで、
宇谷奥3875、3880、3885、宇妙見谷上4411の1、宇上河原西平4417の6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 212 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市桜字谷山62、63の2から63の4まで、64の1から64の3まで、65の1、65の3から65の5まで、65の16、65の20、66の1から66の4まで、67の1から67の3まで、関金町関金宿字釈迦山1848の1、1848の2、1848の6、1848の8、1848の9、1848の11から1848の14まで、1848の16、1849の1、1849の3、1849の4、1849の9から1849の30まで、宇イノコ谷2083の1から2083の15まで、2084の1から2084の32まで、宇本堂山2135、2136、2137の1から2137の15まで、2138の1から2138の22まで、2139の1から2139の13まで、2140の1から2140の9まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 213 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町高橋字東大平1092、松河原字焼ヶ平ル1617・字中大平ル1652（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 214 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町大山字大谷曾根105、字上横手107、今在家字丈谷775の1から775の3まで、字大平997の1、997の2、997の5から997の7まで、豊房字下開林1840、字上栗ヶ谷1881、1887、字打廻1888、1889、1894、字開林1895から1903まで、1904の1、1905の1、1908、1912、1913
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊房字下開林1840、字上栗ヶ谷1881、1887、字打廻1888、1889、1894、字開林1895から1903まで、1904の1、1905の1、1908、1912、1913
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 215 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	変更前	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯郡北栄町田井字灘浜484-2地先まで	6.7~65.0	6,033.0
		倉吉市和田字大平ラ791-1地先から同字799-1地先まで	7.0~9.0	203.0
	変更後	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯郡北栄町弓原字灘山949-3地先まで	12.0~146.0	6,243.0
		倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯郡北栄町田井字灘浜484-2地先まで	6.7~44.0	6,001.0
		東伯郡北栄町米里字三ノ崎634-1地先から同町米里字アケコウ谷660-5地先まで	9.2~21.0	212.0

鳥取県告示第 216 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
金沢伏野線	変更前	鳥取市金沢字大堀562-1地先から同市福井字下灘ノ二2002-1地先まで	7.1~23.0	678.0
	変更後	鳥取市金沢字大堀562-1地先から同市福井字下灘ノ二2002-1地先まで	7.5~36.0	580.0
		鳥取市福井字前田250地先から同字234-1地先まで	8.0~23.0	214.0

鳥取県告示第 217 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
313号	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯郡北栄町弓原字灘山949-3地先まで	平成19年3月10日
	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯郡北栄町田井字灘浜484-2地先まで	〃
	東伯郡北栄町米里字三ノ崎634-1地先から同町米里字アケコウ谷660-5地先まで	〃

鳥取県告示第 218 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
金沢伏野線	鳥取市金沢字大堀562-1地先から同市福井字下灘ノ二2002-1地先まで	平成19年3月10日

鳥取県告示第 219 号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	指定する道路の部分	指定する期日
-------	-------	-----------	--------

一般国道	313号	倉吉市和田字沼551-1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2地先まで	平成19年3月10日
------	------	---------------------------------------	------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 16 号

昭和 61 年鳥取県選挙管理委員会告示第 33 号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設 ル・サンテリオン 北条</td> <td>東伯郡北栄町土下123-1</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>介護老人保健施設 サンライズひえづ</td> <td>西伯郡日吉津村大字今吉 202-1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム なりすな</td> <td>鳥取市青谷町善田27-1</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里</td> <td>鳥取市吉岡温泉町52-1</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館</td> <td>鳥取市吉岡温泉町895-1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 及び 4 略</p>	施設名	所在地	略		介護老人保健施設 ル・サンテリオン 北条	東伯郡北栄町土下123-1	介護老人保健施設 サンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字今吉 202-1	略		施設名	所在地	略		特別養護老人ホーム なりすな	鳥取市青谷町善田27-1	社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里	鳥取市吉岡温泉町52-1	社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館	鳥取市吉岡温泉町895-1	略		<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設 ル・サンテリオン 北条</td> <td>東伯郡北栄町土下123-1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム なりすな</td> <td>鳥取市青谷町善田27-1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 及び 4 略</p>	施設名	所在地	略		介護老人保健施設 ル・サンテリオン 北条	東伯郡北栄町土下123-1	略		施設名	所在地	略		特別養護老人ホーム なりすな	鳥取市青谷町善田27-1	略	
施設名	所在地																																						
略																																							
介護老人保健施設 ル・サンテリオン 北条	東伯郡北栄町土下123-1																																						
介護老人保健施設 サンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字今吉 202-1																																						
略																																							
施設名	所在地																																						
略																																							
特別養護老人ホーム なりすな	鳥取市青谷町善田27-1																																						
社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里	鳥取市吉岡温泉町52-1																																						
社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館	鳥取市吉岡温泉町895-1																																						
略																																							
施設名	所在地																																						
略																																							
介護老人保健施設 ル・サンテリオン 北条	東伯郡北栄町土下123-1																																						
略																																							
施設名	所在地																																						
略																																							
特別養護老人ホーム なりすな	鳥取市青谷町善田27-1																																						
略																																							

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年2月16日付鳥取県告示第139号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字石休 860
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 861
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 862
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 863 の 1
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 865
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 865 の 1
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字石休 873
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 4
安住 巖	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 10
安住 明晃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 11
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 24
〃	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 28
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 29
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 30
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 37
安住 善次	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 39
篠田 馨	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 43
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字石休 875 の 49
〃	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 886
〃	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 888 の 1
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 2

安住 巖	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 6
中濱 良雄	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 22
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 26
〃	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 28
安住 巖	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 31
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 34
〃	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 35
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 43
〃	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 48
〃	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 52
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 889 の 61
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 897
菊地 隆	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 5
前川 智子	〃
大石 秀雄	〃
福井 潤	〃
安住浩太郎	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 8
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 14
古谷隆太郎	八頭郡智頭町大字奥本字長谷 901 の 16
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字広高下 300 の 1
浮田英太郎	〃
檀原 雅	八頭郡智頭町大字三吉字広高下 300 の 12
檀原 喜代	〃
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字広高下 300 の 13
檀原 雅	八頭郡智頭町大字三吉字広高下 300 の 17
檀原 喜代	〃
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字花尾垣内 331 の 4
浮田英太郎	〃
〃	八頭郡智頭町大字三吉字助治郎谷 692 の 3
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字助治郎谷 692 の 5
浮田英太郎	〃
浮田 卓雄	八頭郡智頭町大字三吉字三郎谷 693 の 4
植田 登一	八頭郡智頭町大字三吉字下モサル小屋 694 の 4

〃	八頭郡智頭町大字三吉字下モサル小屋 694 の 5
坂口美知子	八頭郡智頭町大字三吉字下モサル小屋 694 の 12
浮田 輝男	〃
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字下モサル小屋 694 の 14
坂口美知子	八頭郡智頭町大字三吉字下モサル小屋 694 の 22
浮田 輝男	〃
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字中サル小屋 695 の 8
浮田英太郎	八頭郡智頭町大字三吉字中サル小屋 695 の 25
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字奥サル小屋 696 の 1
古田 亀蔵	八頭郡智頭町大字三吉字奥サル小屋 696 の 2
古田 壽恵	〃
小林 正春	〃
長石修一郎	〃
木下 忠男	〃
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字奥サル小屋 696 の 3
浮田英太郎	〃
岩城登美恵	八頭郡智頭町大字三吉字奥サル小屋 696 の 10
浮田英太郎	八頭郡智頭町大字三吉字大柿谷 705 の 4
浮田 一範	八頭郡智頭町大字三吉字大柿谷 705 の 5
〃	八頭郡智頭町大字三吉字大柿谷 705 の 6
〃	八頭郡智頭町大字三吉字大柿谷 705 の 7
〃	八頭郡智頭町大字三吉字アシ谷 713 の 1
〃	八頭郡智頭町大字三吉字アシ谷 713 の 2
〃	八頭郡智頭町大字三吉字アシ谷 713 の 3
〃	八頭郡智頭町大字三吉字アシ谷 713 の 7
古谷金太郎	八頭郡智頭町大字三吉字アシ谷 713 の 8

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 16 日付鳥取県告示第 140 号)の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩佐 一美	東伯郡三朝町大字上西谷字宮ノ谷 408 の 4
岩佐 訓良	東伯郡三朝町大字上西谷字家ノ奥 414
長田 信英	東伯郡三朝町大字福本字ツムギ 6 の 2
森 正吾	東伯郡三朝町大字福山字曹源寺谷 2 の 7
川北 すゑ	東伯郡三朝町大字福山字久原谷 45 の 4
森 正吾	東伯郡三朝町大字福山字久原谷 46 の 7
小谷 百蔵	東伯郡三朝町大字福山字西谷 117 の 2
山根 周蔵	東伯郡三朝町大字福山字西谷 118
山根はつ子	東伯郡三朝町大字福山字小松谷 203 の 2
〃	東伯郡三朝町大字福山字桜ヶ谷 269 の 1
山根 実	東伯郡三朝町大字福山字桜ヶ谷 269 の 3

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 2 月 16 日付鳥取県告示第 141 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

三島 房義	東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥 774 の 2
坂出 言夫	東伯郡三朝町大字大谷字若杉 178 の 1
坂出 寿照	〃
坂出 政雄	〃
山田 米市	〃
石橋 衆蔵	〃
村井 栄吉	〃
沢井 保幸	〃
沢村 嘉吉	〃
田中 義蔵	〃
田中 亨	〃
田中 重春	〃
渡部 茂登	〃
入沢きよの	〃
入沢 大二	〃
坂出 言夫	東伯郡三朝町大字大谷字若杉 178 の 181

坂出 寿照	〃
坂出 政雄	〃
山田 米市	〃
石橋 糸蔵	〃
村井 栄吉	〃
沢井 保幸	〃
沢村 嘉吉	〃
田中 義蔵	〃
田中 亨	〃
田中 重春	〃
渡部 茂登	〃
入沢きよの	〃
入沢 大二	〃
熊谷真佐子	東伯郡三朝町大字大谷字穴谷 949
入沢 宏价	東伯郡三朝町大字大谷字穴谷 950 の 1
矢嶋 郁美	東伯郡三朝町大字大谷字穴谷 953
熊谷真佐子	東伯郡三朝町大字大谷字穴谷 955 の 1
〃	東伯郡三朝町大字大谷字穴谷 955 の 2
山本 明雄	東伯郡三朝町大字大谷字荒神谷 956 の 2
坂出 安蔵	東伯郡三朝町大字大谷字荒神谷 960
坂出 政雄	〃
坂出 俊雄	東伯郡三朝町大字大谷字荒神谷 961
坂出 安蔵	東伯郡三朝町大字大谷字帝釈寺 1128 の 17
坂出菊太郎	〃
坂出 鹿吉	〃
坂出 寿枝	〃
坂出 政雄	〃
山本富太郎	〃
小谷喜市郎	〃
石橋 なを	〃
石橋市五郎	〃
村井 栄吉	〃
沢井 秋吉	〃

沢井 芳蔵	〃
沢村 嘉吉	〃
田中 菊蔵	〃
田中 重春	〃
田中信太郎	〃
田辺 芳平	〃
渡部忠太郎	〃
入沢 秀蔵	〃
入沢 鶴吉	〃
岩田兼太郎	東伯郡三朝町大字福山字小平谷 272
岩田 帛吉	〃
小河 栄	〃
新田 巖	〃
新田松三郎	〃
中野彦四郎	〃
田川吉衛門	〃
岩田兼太郎	東伯郡三朝町大字福山字不動谷 276 の 1
岩田 帛吉	〃
小河 栄	〃
新田 巖	〃
新田松三郎	〃
中野彦四郎	〃
田川吉衛門	〃
中山 順一	東伯郡三朝町大字穴鴨字猿返 1374 の 33
安田 清	東伯郡三朝町大字田代字真山 741 の 3
釜本 辰蔵	〃
坂出 卯一	〃
坂出半三郎	〃
坂出 百蔵	〃
中島 勝次	〃
中島 隆一	〃
田中 雅晴	〃
田中 義純	〃

田中 羊蔵	〃
尾崎 定蔵	〃
門脇 実	〃
安田 清	東伯郡三朝町大字田代字真山 741 の 5
釜本 辰蔵	〃
坂出 卯一	〃
坂出 千蔵	〃
坂出 百蔵	〃
中島 勝次	〃
中島 隆一	〃
田中 雅晴	〃
田中 義純	〃
田中 羊蔵	〃
尾崎 定蔵	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課